

仙台市災害時要援護者避難支援プラン(全体計画) 【概要版】

1 基本的な考え方

● プランの目的 ●

要援護者の避難を支援するためには、各地域において、日頃から高齢者や障害者など支援を必要とする人を特定し、その一人ひとりについて、誰が支援してどこに避難させるかなど、具体的な支援方法を決めておくことが必要です。

また、要援護者の特性に応じた十分な配慮も必要であり、日頃から要援護者の状況の把握に努めながら、災害発生時には、適切かつ速やかに支援することができるよう、こうした取り組みを市全体で構築していくことが求められています。

このプランは、要援護者の「自助」及び、地域（近隣）の「共助」を基本とし、要援護者への情報伝達や避難支援体制の整備を図ることによって地域の安心・安全体制を強化することを目的としています。

● 避難支援体制（自助・共助・公助の役割分担）

災害時に、要援護者の安否確認や避難誘導等を円滑に行うためには要援護者自身による日頃の備えである「自助」、地域住民相互や地域に関する団体の連携による「共助」が重要です。

これら、「自助」・「共助」に加え、市や公的機関による「公助」が一体となり協働で避難支援体制を構築するため、それぞれの役割分担を明らかにしておく必要があります。

自らの備え（自助）

住宅の耐震化、家具の転倒防止、物資の備蓄、近隣の方々とのつながりの確保など

地域での取り組み（共助）

町内会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、ボランティア団体等が連携し、協働で推進

行政による支援（公助）

要援護者の避難支援体制を確立するため、地域における共助の取り組みが円滑に進むよう支援



2 災害時要援護者の定義

●災害時要援護者の定義・避難支援の対象についての基本的な考え方●

災害時要援護者とは、災害が発生した場合、必要な情報を迅速かつ的確に入手し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動において第三者の支援を必要とする方々をいいます。

平常時から介護や行動の補助など何らかの支援が必要な方

高齢者

障害者

(身体障害・知的障害・精神障害・発達障害のある方など)

災害時などの緊急的な状況において手助けが必要となる可能性のある方

妊産婦

乳幼児・児童

外国人

要援護者の生活状況や地理的条件等を把握し、支援の優先度が高い要援護者を中心とした避難支援体制づくりを進めます。この場合、病気や障害等により自ら意思表示ができない方、判断ができない方についても、配慮して進めることが必要です。

妊産婦、乳幼児・児童や外国人の方など、状況により配慮を要する方については、支援者の確保など、地域における支援体制の整備状況に応じながら対応を進めています。

●避難支援の対象者●

在宅の方で

災害情報の入手が困難な方（※1）

自力や家族の支援だけでは避難することができない方

- ①障害者手帳をお持ちの方（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）
- ②要介護認定を受けている方（要支援も含む）
- ③65歳以上の高齢者で、一人暮らしの方や高齢者のみの世帯の方、またはご家族のお勤めなどにより、日中（夜間）の長い時間にわたり一人暮らしの状態になる方
- ④上記①～③に準じる方や、病気等により、地域による支援を必要としている方（※2）

（※1 視覚や聴覚の障害等により、情報の入手が難しい方を指します。）

（※2 難病や、自立支援医療の給付を受けている方なども含みます。）

地域による支援を希望する方

3 要援護者情報の把握と情報管理

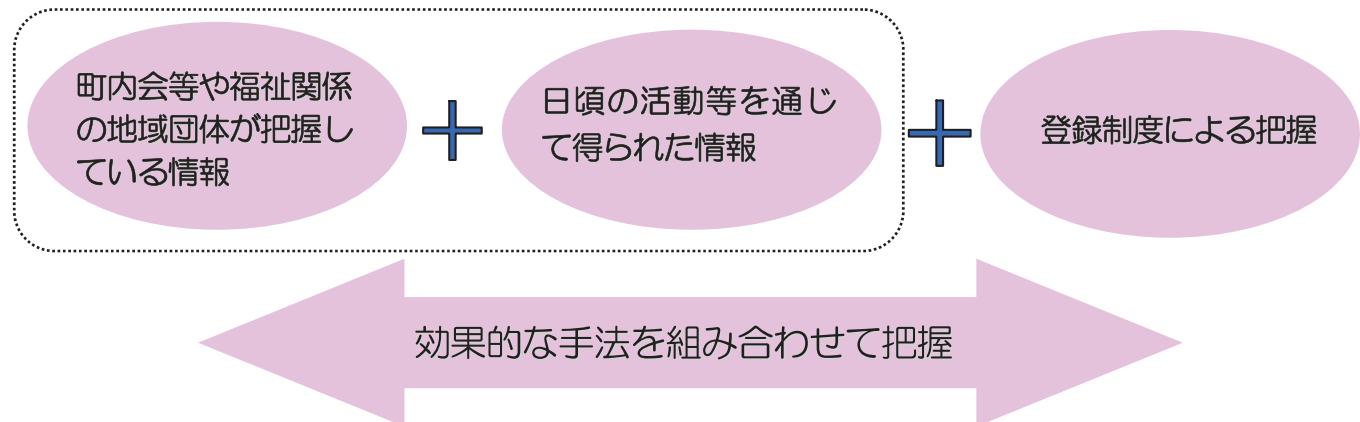


●要援護者の把握●

要援護者の安否の確認や避難誘導等を速やかに行うためには、要援護者にとって最も身近な地域の方々が、要援護者の居住地や生活状況等の情報を事前に把握しておくことが大切です。

要援護者の情報の把握に際しては、要援護者自身の理解と同意を得ながら取り組みを進めることが基本となります。

町内会等の地域団体や、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会等の福祉関係者が、日頃の活動等を通じ、支援が必要な人へ働きかけを行うなど、効果的な手法を組み合わせて用いることにより把握します。



① 登録制度による把握

前ページの「避難支援の対象者」に該当する方で、地域における避難支援を希望する場合は、市（区）に申し出を行い、市（区）は、これらの情報を地域に情報提供します。

② 町内会等や福祉関係の地域団体による把握

回観等を用いたアンケートの実施等により、町内会等や福祉関係の地域団体が、日頃の活動等を通じて、地域において支援が必要な人の情報を把握する方法です。

地域の特性や支援体制の実情に応じた避難支援の対象者の把握を行う場合に有効です。

●情報の管理について●

要援護者が、安心して支援を申し出るためには、個人情報の流出防止の取り組みなど、情報の管理が重要です。

地域においては、個人情報の取り扱いに関するルールを定め、個人情報の保護に十分に配慮しながら、要援護者の情報を適切に管理します。

また、市は、地域団体向けに個人情報の取り扱いに関するリーフレット等を配布するとともに、情報管理体制の確認や、必要に応じてアドバイスを行うなど、個人情報の保護が十分に図られるよう、その周知と働きかけを行います。

4 地域における避難支援体制の整備・推進

災害が発生し、またはそのおそれがある高まったときに、要援護者の避難誘導等を迅速かつ的確に実施するためには、あらかじめ、避難支援体制を整備するとともに、要援護者一人ひとりについて、誰が支援し、どこに避難させるかなどの支援の方法を定めておくことが重要です。

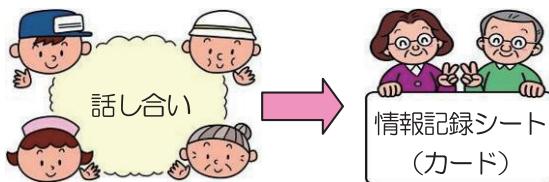
避難支援体制
の整備

支援者の確保

信頼関係の
構築

避難支援に有効
な情報の把握

【記載内容例】



- ・家族の緊急連絡先
- ・支援者の氏名、連絡先
- ・避難する際の場所
- ・かかりつけの医療機関
- ・既往症
- ・日頃服用しているお薬の品名、用量
- ・避難の際に配慮してほしいこと
- ・など

5 避難誘導の方法

安否確認

要援護者や隣近所への声かけ

救護活動・救出活動

負傷者への応急手当、安全な場所への搬送

避難誘導

地域の安全な場所や避難所への避難誘導



要援護者への情報伝達

必要な情報の伝達

救援の要請等

支援が困難、危険な場合

* 避難支援プランの詳細は、冊子「仙台市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」をご覧ください。

－仙台市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）【概要版】－

発行年月 平成24年4月

発 行 仙 台 市

事 务 局 仙台市消防局防災企画課 (022-234-1111)

仙台市健康福祉局総務課 (022-214-8184)